

なぜ下水道に流せないのか

- 下水道法では、下水道に流せるものは「下水」だけと定めているため、「下水」以外のものは流せません。
- 下水とは、「生活若しくは事業（耕作の事業を除く）に起因し、若しくは付随する廃水又は雨水をいう。」とされています。
- 産廃業者への判例では、「事業とは、最も広い意味を持つ概念で、単に、運搬してきた廃水を水槽や倉庫などで保管し、それをそのまま排水として処分する行為は事業に該当しない」とされています。
- 購入した薬品類を下水道に流す行為は「事業」には該当しないと判断されるため、下水道に流すことはできません。

不要になった薬品類を下水道に流すと産業廃棄物の不法投棄となり
罰則が適用されることがあります



5年以下の懲役
1000万円以下
の罰金



©東京都下水道局



©東京都下水道局

廃棄物処理法と下水道法の関係

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）は一般法です。
- 下水道法は、廃棄物処理法に対して特別法と位置づけられ、廃棄物処理法より優先して適用されます。
- しかし、不要になった薬品類は「下水」でないため、下水道法の適用はありません。そのため、下水道に流したときは、廃棄物処理法が適用され、懲役若しくは罰金という罰則が適用されることがあるので注意してください。

産業廃棄物として適正に処分するために

- 薬品類を収集運搬し、中間処理又は最終処分するときは処分業の許可を取得している必要があります。
- 不要になった薬品類を引き取ってもらうためには、産業廃棄物の収集運搬の許可を得ている業者に依頼して下さい。
- 産業廃棄物の適正な委託処分するためには、契約する際、契約書に許可証の写しの添付が義務づけられています。
- 委託処分契約後、薬品類を引き渡すときはマニフェスト伝票を交付します（電子マニフェスト伝票推奨）。

不要になった薬品類の処分

購入した薬品が不要となった場合

- 購入した会社に引き取り相談を行い、引き取りを依頼します。
- 引きとってもらえないときは、適正に産業廃棄物として委託処分します。
- 不要になった薬品類は、下水道に流すことはできません。

使用した薬品（廃液）を処分する場合

- 産業廃棄物として適正に委託処分します。（4ページ参照）

不要になった薬品類を産業廃棄物として処分する場合

＜問い合わせ先＞

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

都庁第二本庁舎19階 電話：03-5321-1111(代表)

東京都環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課

〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3

立川合同庁舎 規制指導担当 電話：042-528-2694

その他下水道に関する問い合わせは

＜東京23区で下水道を使用する者＞

東京都下水道局 施設管理部 排水設備課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

都庁第二本庁舎29階 電話：03-5320-6585

＜東京23区以外で下水道を使用する者＞

各市町村の下水道部署

